

放射線障害の防止に関する教育及び訓練の時間数を定める告示

平成三年十一月十五日 科学技術庁告示第十号

最終改正：令和元年六月十日 原子力規制委員会告示第一号

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第二十一条の二第一項第二号の規定により初めて管理区域に立ち入る前又は同項第三号の規定により取扱等業務を開始する前に行わなければならない放射線障害の防止に関する教育及び訓練の時間数は、次の各号に掲げる項目に応じ、当該各号に定める時間数以上とする。

- 一 放射線の人体に与える影響 三十分
- 二 放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い 一時間
- 三 放射線障害の防止に関する法令及び放射線障害予防規程 三十分